



介護に携わる方や高齢者の皆さんへ **地域包括支援センターなどの行事日程**

本庁地域包括支援センター☎74-7156

日時	内容	場所
11/22(金) 13:00~15:00	家族介護者の集い	サンピノ
毎週木曜 9:30~11:30	介護予防教室	
12/3(火)~ 毎週火曜 13:00~15:00	ゆうあい健康教室	

二ツ井地域包括支援センター☎73-6662

日時	内容	場所
毎週火曜	①10:00~	二ツ井町 総合体育館
	②11:00~	
	③13:00~	
	④14:00~	

北地域包括支援センター☎74-7730

日時	内容	場所
12/12(木) 13:30~15:00	家族介護者の集い	特養しののめ
毎週水曜 10:00~11:30	介護予防教室	

ドリームのお会☎53-3467 (奥村)

日時	内容	場所
11/15(金) 13:00~ ※要申込(11/11(月)まで)	家族介護者の集い 講話「明るく介護の充実を」	中央公民館

南地域包括支援センター☎74-6700

日時	内容	場所
11/26(火) 10:00~11:30	家族介護者の集い	東部公民館
11/15(金)	介護予防教室	鶴形公民館
11/22(金)		浅内自治会館
12/6(金)		南部公民館
12/5(木)~ 毎週木曜 10:00~11:30	ゆうあい健康教室	浅内自治会館

長寿いきがい課☎89-5355

日時	内容	場所
11/27(水) 13:00~15:00	認知症家族介護交流会	やさしい風健康館

教室や行事の詳細は担当区域の地域包括支援センターなどにお問い合わせください

成年後見制度の2つの制度

判断力が不十分な方を支援する

成年後見制度を「存じ」ですか？

認知症などで判断能力が不十分な方は、預貯金などの財産管理や、介護、福祉サービスの利用手続きや契約などを結ぶことが難しい状態です。こうした方を支援する成年後見制度は大きく分けて2種類あります。

法定後見制度

判断能力が不十分な方のための制度です。程度や本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があり、家庭裁判所で選ばれた成年後見人などが本人の代理として契約などの支援をします。

任意後見制度

本人に判断能力が十分にあり、将来に備えて代理人や支援内容を自分自身で決められる制度です。元気なうちに自分のことを決めておけるので、判断能力が低下しても、これまでの生活スタイルを維持できるメリットがあります。



成年後見制度Q&A

問合せ 長寿いきがい課 ☎89-5355

Q 後見人にはどんな人が選ばれるの？

A 家庭裁判所が適任だと判断した方が選ばれます。配偶者などの親族のほか、弁護士や社会福祉士などの専門家が選ばれることもあります。

Q 後見人ができないことは？

A 医療の同意(手術や輸血、延命措置のお願いなど)や、保証人になることはできません。

Q お金はいくらかかるの？

A 必要書類や印紙代に1~2万、判断能力の鑑定には5~10万程度かかります。

ご自身の生活や権利を守るための成年後見制度はお近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。(電話番号は上の記事に記載しています。)